

# 上野事務所ニュース

令和3年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

## エイジフレンドリー補助金について

60歳以上の高齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を促進し、高齢労働者の労働災害の防止と新型コロナウイルス感染防止のために設備等の改善や健康確保のための措置、安全衛生教育の実施等を行った場合、経費の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」があります。補助金額は、職場環境改善に要した経費の1/2（上限100万円）です。

対象となるのは、申請の時点において60歳以上の高齢労働者を常時1人以上雇用する中小企業事業者です。以下のような職場環境改善対策が補助対象となります。

### 【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ・介護における移乗介助、入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
- ・飛沫感染を防止するための対策（使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象外）

### 【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ・通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ・床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ・危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ・業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ・熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ・体温を下げるための機能のある服
- ・不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ・重量物搬送機器、リフト

- ・トラック荷台等の昇降設備
- ・重筋作業を補助するパワーアシストスーツ【健康や体力の状況の把握等】
- ・体力チェック
- ・運動、栄養、保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動
- 【安全衛生教育】
- ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育

\*労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象となります。

この補助金は、事前に交付申請が必要です。物品の購入など職場環境の改善に取り組む前に、計画書を作成し見積書等と一緒に提出し申請します。交付決定の通知到着後、物品の購入等の取り組みを行い、費用を支払います。その後、実施報告書と納品書や領収書を提出し、費用の請求をします。

## 雇用保険関係の特例について

## 【育児休業給付金のみなし被保険者期間の特例について】

\*令和3年9月1日施行予定

育児休業給付金では、みなし被保険者期間が休業開始前2年間に12か月以上あることを要件としています。このみなし被保険者期間は、被保険者が育児休業を開始した日を起点として算定していますが、出産日に応じて育児休業開始日が定まることから、タイミングによってはみなし被保険者期間の要件を満たさず、育児休業給付金が受給できない場合があります。今回、雇用保険法の改正により、育児休業開始日を起算とし、要件を満たさない場合は、み

なし被保険者期間の起点を「産前休業開始日」とすることが可能となります。

### 【高年齢被保険者の特例について】

\*令和4年1月1日施行予定

雇用保険は1週間の所定労働時間が20時間以上なければ被保険者となることができませんが、65歳以上の労働者を対象に2つの事業所の労働時間を合算して、1週間の所定労働時間が20時間以上となれば雇用保険を適用する制度が施行されます。

通常の雇用保険の手続きは会社が行いますが、この特例では、労働者本人がハローワークで手続きをすることになります。具体的な手続きについては公表されていませんが、事業主の証明などが必要となってくる可能性があります。詳細がわかりましたら事務所ニュースでお伝えします。

### Q&A なぜなにどうして？



**Q:** 従業員が新型コロナウイルスに感染し、2週間ほど仕事を休んでいました。傷病手当金の申請を予定していますが、

自宅療養のため病院から労務不能の証明がもらえないと言っています。この場合、申請はできないのでしょうか？

**A:** 健康保険の被保険者が、業務災害以外の理由により新型コロナウイルスに感染している場合には、療養のため労務不能となった期間について、傷病手当金を申請することができます。

傷病手当金の申請には、労務不能期間について医師の証明が必要となっていますが、新型コロナウイルス感染症の場合、医師の証明がもらえないケースがあるようです。

協会けんぽ千葉支部では、次の書類を添付することにより、医師の証明に代えることができます。

- i 療養状況申立書
- ii 就業制限通知書
- iii 就業制限解除通知書

ii、iiiの通知書は、保健所が発行してい

ます。各保健所によって発行の取り扱いが異なるため、すべての保健所が同じ対応をしているとは言えませんが、通知書は自動的に自宅へ郵送されていることが多いようです。（解除通知書は本人からの請求が必要というケースもあります。）但し、保健所の処理に時間がかかるため、到着までに1か月ほど時間がかかっているようです。

i 療養状況申立書には、症状の経過や自宅での療養状況を記入しますが、ii及びiiiの保健所が発行している通知書によって、傷病手当金の請求期間が就業制限されていたことがわかれば添付は不要です。病院を受診する前に発熱等の症状があり、仕事を休んでいた期間など、保健所が就業制限をしていない期間について請求する場合に必要となります。

\*この取り扱いは、協会けんぽ千葉支部へ確認したものですので、他の健康保険組合等では、上記の取り扱いと異なる場合がありますので、ご留意ください。

また、国民健康保険（後期高齢者医療制度を含む）の加入者のうち、新型コロナウイルスに感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、仕事を休んでいる間就業先から給与などの支払いを受けられない方についても、特例的に傷病手当金が給付されています。（個人事業主・フリーランス等は対象外です。）

具体的な申請方法は加入している国民健康保険によって異なりますので、市役所の国民健康保険課などにお問い合わせください。なお、この特例措置は自治体によって取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

### 《夏季休暇のお知らせ》

8月12日（木）から

8月15日（日）まで

夏季休暇とさせていただきます。

\*なお、オリンピックに伴う祝日移動により、9日は休業、11日は営業日となります。

よろしくお願ひいたします。